

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（523））
2. 日時：平成29年12月6日 13時45分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、角谷安全審査官、田尻安全審査官、近田安全審査官、皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他15名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備」、「61条 緊急時対策所」、「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【緊急時対策所】

- これまで審査会合等で説明の無かった東海第二発電所の災害対策要員の一部分が、東海発電所の災害対策要員と兼務すること及び緊急時対策所を両発電所で共用することについて、東海第二発電所の事故対応に悪影響がないことを整理して提示すること。また、共用する設備については、災害対策要員の体制を整理した上で、十分な容量が確保されている事を整理して提示すること。
- 緊急時対策所非常用換気設備の容量設定について、根拠及び考え方の説明がないため追記するとともに、必要な容量の積み上げに含まれない項目について、理由を整理して提示すること。
- 緊急時対策所建屋内の換気ダクトについて、一部のダクトのみを重大事故等対処設備としているが、重大事故等対処設備としていないダクトが破断した場合においても建屋内の必要な場所に十分な流量が供給されること等、基準への適合性に影響がないことを整理して提示すること。また、重大事故等対処設備としている系統範囲を整理して提示すること。

【運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】

- 平成29年11月29日に設置許可基準規則（第59条）が改正されているが、資料に改正前の記載が残っているので、改正を反映した資料を提示すること。
- ブローアウトパネルの人力による閉止の手順について、「ブローアウトパネル閉止装置の開閉状態表示」を操作着手判断に用いるのであれば、第1.16-2表の監視計器に記載すること。
- 中央制御室換気系の運転モードのうち閉回路循環方式について、「少量外気取入時」と「外気隔離時」の2つの運転モードが存在することが不明確なので、これらが識別できるように整理して提示すること。
- ブローアウトパネル閉止装置の試験検査について、機能・性能の確認を行う方法を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施擦るために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第59条）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第61条）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等）
- ・ 東海・東海第二発電所同時発災時の対応について